

### 住民基本台帳カードにより本人確認を行う際の留意事項について

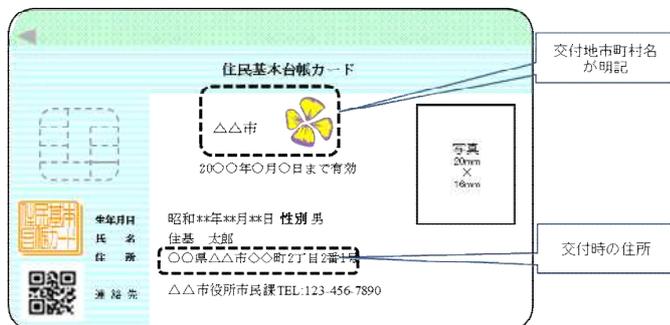
平成 24 年 7 月 9 日に施行される「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 77 号）により、これまで、他市町村に転出したときは交付した市町村に返納することが義務づけられていた住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）について、他市町村に転入しても当該転入先の市町村で継続利用できるようになります。平成 24 年 7 月 9 日以降、住基カードを用いて本人確認を行う際の留意事項等は下記のとおりですので、各省庁におかれましては、適切な本人確認の徹底のため、所管する特定事業者に周知していただくようお願いいたします。

### 記

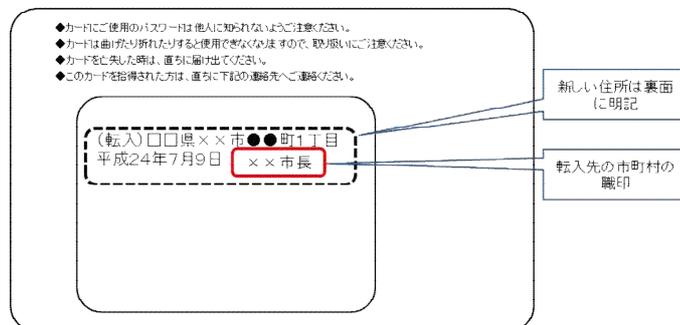
#### 1 新しい住所の記載について

新しい住所については、転入先の市町村において裏面の追記欄に次のとおり記載されることになります。

(表)



(裏)



#### 2 住基カードの券面偽造防止策について

住基カード（平成 21 年 4 月以降に交付されたものに限る。）の IC チップ内に券面事項確認情報（券面に記載されている顔写真、氏名、生年月日、性別、新しい住所と同一の情報）が記録されており、総務省が作成しているサイト（<http://juki-card.com/>）において無料で公開している「券面事項等表示ソフトウェア」を活用いただくことにより券面事項確認情報が確認できることから、裏面に追記された新しい住所の真正性を確認することができます。

- 1 「券面事項等表示ソフトウェア」を活用するためには、カードリーダー（2～3千円程度）が必要になります。詳細は、サイトで御確認ください。
- 2 「券面事項等表示ソフトウェア」については、当該ソフトウェアが第三者によって改ざんされていないことを総務省が証明しております（総務省によりデジタル署名が付されています。）。

( 連絡先 )

- ・ 本人確認書類としての取扱い関係  
警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官  
( 03-3581-0141 )
- ・ 住民基本台帳カード関係  
総務省自治行政局住民制度課 住基カード担当  
( 03-5253-5111 )